

# 委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

**(受発注者共同による品質確保)**

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

**(ウィークリースタンス)**

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

**(Web会議【発注者指定型】)**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

**(Web検査【発注者指定型】)**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

**(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

**(オンライン電子納品)**

**第10条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

**(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyu>  
[u/](#)

**(本業務の特記仕様事項)**

**第12条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# 特記仕様事項

## (業務の目的)

那賀川水系の指定区間（那賀川・桑野川・岡川・畑田川ほか）において、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画（原案）の検討を行うものである。

### 1.1 設計計画

業務の目的を把握した上で、業務内容を確認し業務計画書を作成する。

### 1.2 資料収集整理

基本方針・整備計画等の河道計画資料、既往成果および工事完成図書等を収集整理し内容を把握する。

### 1.3 河川整備計画検討

那賀川水系の指定区間について、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画（変更原案）を検討する。

#### (1) 基本事項の整理

既往成果を基に、那賀川水系の指定区間に対し、気候変動後の計画規模ならびに計画高水流量等を整理する。

#### (2) 河川整備計画（変更原案）の作成

現行の河川整備計画からの変更箇所を整理し、那賀川水系の指定区間における河川整備計画（変更原案）を作成する。

#### (3) 関係機関への説明資料作成

関係機関（国土交通省等）への説明資料を作成する。

なお、説明資料については、協議のうえ内容を決定する。

### 1.4 桑野川の計画河道の検討

桑野川の指定区間について、気候変動後の河道配分流量に対応するための河道平面形、縦断形、横断形の概略形状を検討する。

#### (1) 基本事項の検討

既往成果に基づき、桑野川指定区間の現行河道計画の内容や整備状況、気候変動後の河道配分流量や計画断面等を把握する。

また、堤防の形状（築堤・掘込）、支川流入、天端および背後地の利用状況等を鑑み“一連区間”を検討し設定する。

#### (2) 標準断面の検討

既設護岸（構造・配置・計画河床高からの根入れ、根固めの有無）、橋梁、取水施設等の設置状況を鑑み、気候変動に対応した計画断面へ変更するための対応策を“一連区間”毎に検討し、標準断面を検討し設定する。

**(3) 法面安定の照査**

“一連区間”で最も安全度の低い（最も危険となる）断面箇所について、すべり計算を行い、法面の安定性を照査する。

**(4) 流下能力の照査**

設定した横断形状をもとに流下能力を算定し、河道配分流量を安全に流下させることが可能か照査する。

**(5) 計画河道の平面図・縦断図・横断図の作成**

検討照査結果をもとに、計画河道の平面図・縦断図・横断図を作成する。

**(6) 概算工事費**

作成した図面をもとに、今後の事業計画の基礎資料とするため、概算工事費を算定する。

**(7) 申し送り事項の整理**

事業実施にあたり、今後の課題および調整事項等を整理する。

**1.5 照査**

業務着手時、基礎資料の検討段階、成果のとりまとめ段階等、適切な段階で照査し、その結果を報告書にとりまとめる。

**1.6 報告書作成**

特記仕様書に定められた項目毎に検討結果等を整理し成果をとりまとめる。

**1.7 打合せ**

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間（3回）、納品時の計5回打合せを実施する。

また、発注者の意図が十分に反映できるよう必要に応じて電話、電子メール、WEBを使い分け、相互認識の共有を図る。